**令和８年（フ）第８５号**
福岡県飯塚市上三緒221番地８
債務者　渡邊　愛未
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**令和８年（フ）第８７号**
福岡県飯塚市伊川43番地３
債務者　小山田明美（旧姓岩井）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**令和８年（フ）第８９号**
福岡県飯塚市相田253番地３　モーリックス飯塚207
債務者　久野　沢恵
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**令和８年（フ）第１０６号**
福岡県飯塚市太郎丸1138番地６、前住所福岡県飯塚市平恒392番地51
債務者　石井　里美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**令和８年（フ）第１９号**
大分県佐伯市大字狩生3171番地１
債務者　染矢絵里加（旧姓山内）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

**令和８年（フ）第３９３号**
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋1150番地１
あさひⅡ　Ｃ棟
債務者　海野　かよ（旧姓宇治橋）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

**令和８年（フ）第４０４号**
宮崎市大字恒久3922番地１　センチュリーハイム101号、前住所宮崎市佐土原町上田島1959番地18
債務者　安岡　美香
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

**令和８年（フ）第１７０号**
宮崎県日向市北町２丁目60番地１　リバティーハウス北町　105号、前住所宮崎県日向市平野町２丁目69番地
債務者　原　　佑季（旧姓森）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**令和８年（フ）第１７３号**
宮崎県延岡市緑ケ丘４丁目22番20―５号
債務者　安藤　隆裕
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**令和８年（フ）第２２１号**
福島県田村市滝根町神俣字五林平226番地
神俣団地１号棟11号
債務者　庭瀬　健広
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**令和８年（フ）第９８０号**
京都市山科区西野山桜ノ馬場町203番地
債務者　陶　ｌｕｏｎｔｏこと　立花　直人（旧姓山口）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和８年（フ）第１００１号**
京都市上京区黒門通出水下る北蟹屋町670番地　ＬＯＴＵＳ　ＧＲＡＮＤＥ　ＭＡＲＵＴＡＭＡＣＨＩ　202
債務者　大野　成美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和８年（フ）第１００５号**
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地２棟204号
債務者　浅見　圭祐
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和８年（フ）第１０７６号**
京都府八幡市男山美桜10番地２　１棟201
債務者　大石　勝彦
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和８年（フ）第１１００号**
京都府宇治市大久保町旦椋50番地の１　府営西大久保団地29棟104号
債務者　清水　直美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和８年（フ）第１０５１号**
広島市佐伯区千同２丁目１番21―204号
債務者　後藤　美嘉（旧姓小松）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第９７１号**
広島市安佐北区落合２丁目34番１―102号
債務者　岡田　未樹
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部